

## 金融機関等が公社債の利子等につき所得税非課税の適用を受ける場合の明細書の記載要領等

- 1 金融機関は、租税特別措置法第8条第1項第3号に規定する収益の分配につき支払を受ける際、その収益の分配のうち同項の規定の適用を受ける部分とその他の部分とを区分した明細書を、その支払の取扱者を経由して、その収益の分配に係る所得税の所得税法第17条の規定による納税地（同法第18条第2項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
  - (1) 金融機関の「名称」及び「所在地」等を記載してください。
  - (2) 「支払取扱者の名称」及び「支払取扱者の法人番号」を記載してください。
  - (3) 「利子支払期日」、「受益証券等の名称」、「利子額」、「源泉徴収不適用の利子額」及び「課税分の利子額」を記載してください。
  - (4) 「課税分の利子額内訳」等の明細について記載してください。